

環 循 規 発 第 19100719 号
令 和 元 年 10 月 7 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
（公印省略）

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件等について
（通知）

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（令和元年 10 月環境省告示第 21 号。以下「検定方法改正告示」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条第 1 項第 3 号イ 6 に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物の一部を改正する件（令和元年 10 月環境省告示第 22 号。以下「指定安定型産業廃棄物改正告示」という。）が令和元年 10 月 7 日に公布され、検定方法改正告示については同年 12 月 1 日から、指定安定型産業廃棄物改正告示については公布の日から適用されることとなった。

ついては、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号。以下「検定方法告示」という。）は、廃棄物に起因する有害物質による公共用水域の汚染を未然に防止し、最終処分場に搬入される廃棄物からの有害物質の溶出量の規制を目的として制定された処分の基準に係る検定方法を定めるものであるが、検定方法告示において引用されている日本工業規格（以下「JIS」という。）が改正されたこと等を踏まえ、所要の規定の整備等を行うこととした。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ（6）に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物（平成18年7月環境省告示第105号。以下「指定安定型産業廃棄物告示」という。）の別表中ほう素又はその化合物に係る検定方法について、見直しを行った。

第二 改正の主な内容

1 検定方法告示について

（1） J I S改正について

J I S改正に伴う所要の規定の整理を行った。

（2） 検液の作成について

検液作成操作に際し、振とう前又は後について、できるだけ速やかに次の操作に移行することとした。

（3） 検定の方法について

① アルキル水銀化合物

検定方法告示で引用している水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「水質環境基準」という。）付表3を読み替えた方法によることとしていたが、抽出溶媒をベンゼンからトルエンに変更することとした。

② カドミウム、鉛、銅、亜鉛及びニッケル並びにそれらの化合物

ばいじん等に含まれる重金属等を不溶化するためにキレート剤で処理した試料については、J I S K0102（2016）の各項目の測定の準備操作において参照するJ I S K0102（2016）52.2の備考6に定める方法（固相抽出法）を、検定の方法から除くこととした。

③ 六価クロム化合物

妨害物質を含む試料については、ジフェニルカルバジド吸光光度法の検液の発色操作において試薬の添加順を変える方法を、別表第1として追加することとした。また、J I S K0102（2016）65.2に定める方法は、添加回収試験を行い、回収率が80%から120%までの間であることを確認した場合に限り適用できることとし、この場合において、J I S K0102（2016）65.2.6に定める方法（流れ分析）は、検定の方法から除くこととした。

④ ひ素又はその化合物

J I S K0102（2016）61の操作に定める予備還元の際には、十分な量のようなカリウム溶液及びアスコルビン酸溶液を添加することとした。

⑤ 有機塩素化合物

別表第5として記載されていた吸光光度法は検定の方法から除くこととし、J I S K0102（2016）35.3に定めるイオンクロマトグラフ法を用いることとした。なお、検液の作成に当たっては、抽出したヘキサン溶液に、青緑色が残るまでソジウムビフェニル有機溶媒溶液を2.5mlずつ添加し、逆抽出中の水を中和する炭酸ガス

による従前の方法を、別表第 6 として追加することとした。

⑥ 弗（ふっ）化物

別表第 6 の方法を検定の方法から除くこととした。また、J I S K0102 (2016) 34.4 のうち F I A 法を用いる場合には、J I S K0102 (2016) 34.1 の試験操作のうち蒸留して得た留出液を、硫酸ではなく塩酸で中和することとした。

⑦ フェノール類

J I S K0102 (2016) 28.1.2 の備考 4 及び備考 5 並びに 28.1.3 に定める方法を検定の方法から除くこととした。

(4) 電気加熱原子吸光法について

別表第七のうち、第二 電気加熱原子吸光法の器具の規格について、最新の J I S 規格を用いることとした。

2 指定安定型産業廃棄物告示について

別表中ほう素又はその化合物について、水質環境基準付表八に掲げる検定の方法を別表第三欄から除き、J I S K0102 (2016) 47.4 に定める方法を追加することとした。